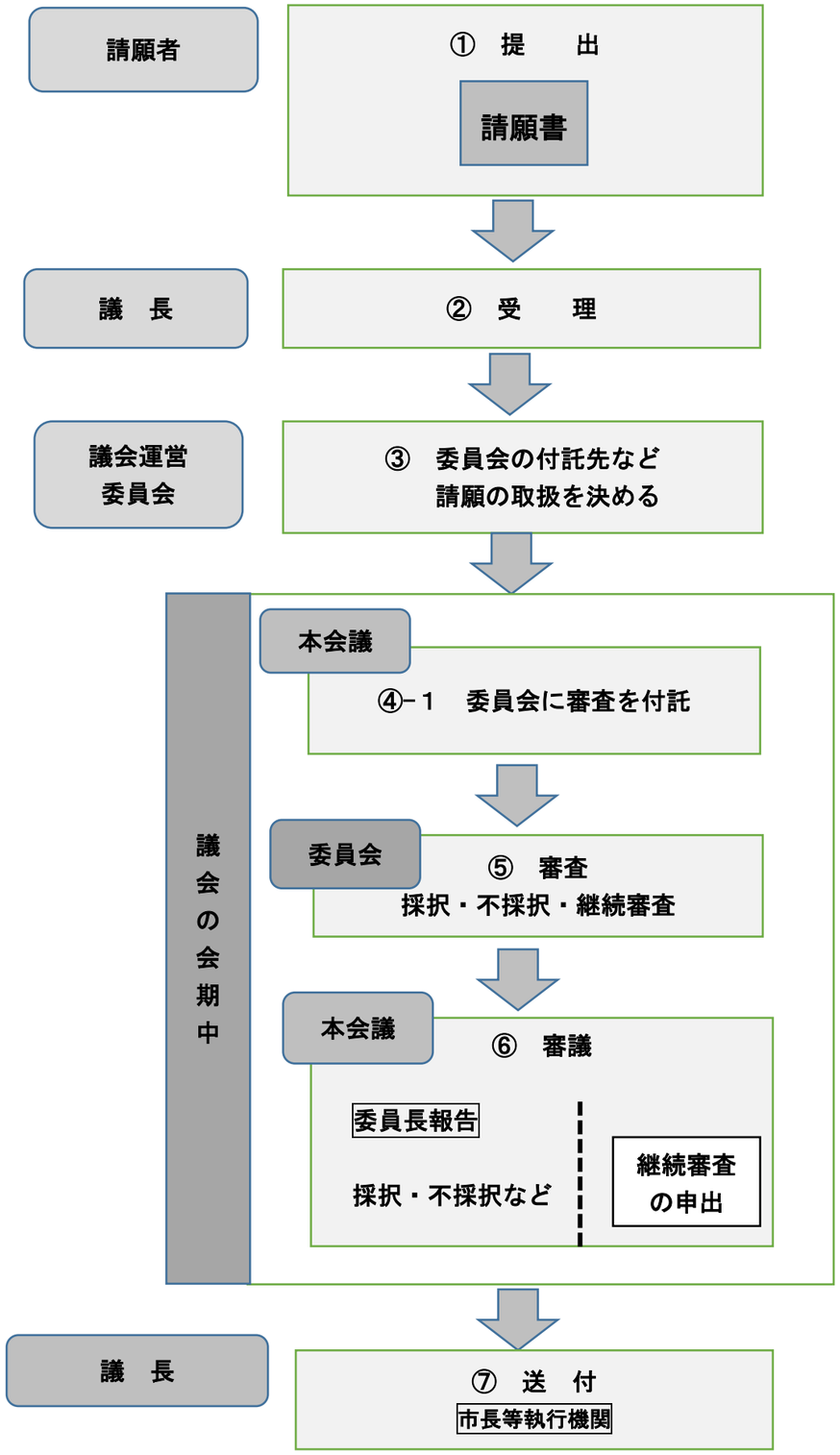
請願・陳情の審議・審査の流れ



①　議長宛ての請願書・陳情書を議会事務局に提出

②　記載事項等を確認し、議長が受理
※各定例会の招集告示日までに受理された請願書・陳情書はその会期中に審議されます。

③　議会運営委員会において取扱いを決定する。
※陳情については、審査になじむものかを確認します。
※請願については、付託先の委員会を、陳情については、送付先の委員会を検討します。

【請願の場合】
④−１　各委員会に審査を付託

⑤　付託された各委員会で慎重に審査し、採択・不採択などの審査結果を決定する。
※会期中に結果が得られず、なお審査を要する場合には、継続審査となる場合があります。

⑥　本会議において、委員長が委員会での審査の経過と結果を報告し、その委員長報告を踏まえ、市議会として議決する。

⑦　採択した請願書は、議長が市長等、執行機関に送付する。

【陳情の場合】
④−２　送付された各委員会で慎重に審査し、採択・不採択などの審査結果を決定し、議長に報告する。
※会期中に結果が得られず、なお審査を要する場合には、継続審査となる場合があります。

